

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和4年12月13日

評価機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和4年6月17日
	訪問調査日	令和4年9月13日
	評価結果の確定日	令和4年11月30日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	広島新生学園	種別	児童養護施設		
事業所代表者名	園長 上栗 哲男	開設年月日	昭和20年10月22日		
設置主体	社会福祉法人 広島新生学園	定員	45人	利用者数	36人
所在地	〒739-0036 広島県東広島市西条町田口391-2				
電話番号	082-425-1378	FAX番号	082-425-1395		
ホームページアドレス	http://h-shinsei.or.jp				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業	野球, バレーボール遠征及び親善試合, 親善なかよし運動会
・児童養護施設	食事招待, 野球観戦招待, 映画招待 市民体育祭参加
・児童心理治療施設	郷田区民祭参加, 小学生森林公園サイクリング, 七夕行事
○認可外保育園ひまわり園(休園中)	小学生みろくの里プール, 施設総合キャンプ, ふれあい里親
	福祉団地合同夏祭り, 県内施設球技大会, 正月, 盆帰省
	施設OB盆供養野球大会, 中国地区施設ソフトボール大会
	鯉松会ソフトボール大会, 創立記念, 児童健康診断
	学園・ひまわり園クリスマス会, 秋月弾薬庫クリスマス会
	学園餅つき, 正月諸行事, 節分行事, とんど
	東広島ロードレース大会参加, ひな祭り, 卒業お祝い会

居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 20 室	○食堂 1か所 ○トイレ 18か所
・居室内訳(2人部屋) 16 室	○調理室 1か所 ○洗面所 1か所
(4人部屋) 4 室	○浴室 6か所 ○静養室 6か所
	○相談室 6か所 ○医務室 1か所
	○事務室 1か所 ○宿直室 1か所
	○その他:グラウンド, バレーコート

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(0人)	栄養士	1人(1人)
保育士	10人(10人)	調理員	4人(4人)
児童指導員	2人(2人)	看護師	1人(1人)
心理療法担当職員	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)	事務員	1人(1人)
里親支援専門相談員	1人(1人)		

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人広島新生学園は、終戦直後に広島市南区宇品で開始した原爆孤児、戦災孤児、引揚孤児等の収容保護を目的とした事業を原点とし、時代の流れに沿って、児童福祉に尽力され、昭和46年には法人化とともに、現在の東広島市西条町に児童養護施設を移転されました。平成30年の全面改築を機に、6人から8人を1ユニットとし、各ホーム2ユニット、3つのホームで構成することで「施設の小規模化」を実現し、児童心理治療施設を併設することで、心理療法士と連携したより専門的な支援に取り組まれています。

今回は、3度目の福祉サービス第三者評価の受審となり、サービスの質の向上のために評価に積極的に取り組まれています。

◎特に評価の高い点

(1)実習生は、令和3年度は保育士40人、社会福祉士10人、心理療法士7人と、積極的に受け入れておられます。また、教員免許取得のための介護等体験の学生も受け入れ、実習後もボランティア参加に繋げておられます。施設内には宿泊室があり、実習生の受け入れ体制も整備されています。(管理運営編 No.12:実習生の受け入れ)

(2)女子はバレーボール、男子は野球のスポーツ活動(集団指導)を通じて礼節を身に着けるとともに、地域との交流の機会を多く持たれています。特に野球グラウンドは、外部にも開放し、地域の野球チーム等との練習試合も積極的に行われています。また、近隣大学の学生による学習ボランティアを積極的に受け入れ、実習終了後の学生が継続的に施設を訪問されるなど、子どもとの良好な関係を築かれています。(管理運営編 No.16:地域との関係)

(3)早い段階から高等学校卒業後の進路に関する相談体制を築き、奨学金制度を積極的に活用することで、直近14年間の大学・専門学校への進学率は35%を超え、児童養護施設の中でも非常に高く、進学する先輩の姿を見て、後に続く子どもが増えていく好循環が生まれています。(サービス編 No.20:進学・就職への支援)

(4)「おはようからおやすみまで」を一人の職員が担当することで、子どもとの信頼関係を築き、生活を見守られています。また、児童指導員と共に、心理療法士が関わることで、子どもの心情・感情を専門的に判断し、円滑に課題を見出し、支援が行われています。(サービス編 No.36:養育・支援の基本 ①)

◎特に改善を求められる点

(1)苦情解決の仕組みの中の第三者委員には、法人の評議員・監事も選任されていましたが、苦情時の対応を円滑に行うためにもこの第三者委員が、施設見学を行って施設への理解をさらに深めたり、職員とは違う立場で利用者の意見を聴き取ったりする機会を設けてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.22:意見を述べやすい体制の確保①)

(2)子どもや保護者等から情報開示を求められた場合の手続き、開示範囲等を定めた規程がありませんでした。情報の開示範囲や手続きの手順を明文化し、様々な求めや難しいケース等にも対応できるよう備えられることを提案します。(管理運営編 No.28:記録の管理と開示)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	<p>養護方針を、「児童の人権を尊重し、児童の意識とニーズを把握理解し、児童の秘められた可能性を発見助長する」と定め、養護方針に沿った支援が行われています。</p> <p>養護方針は、施設のパンフレットやホームページにも明記し、職員のみならず保護者等にも周知されています。</p>
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	<p>平成28年度に厚生労働省から示された「新しい社会的養育ビジョン」の中の、児童養護施設に求められている内容を踏まえ、平成30年度には施設の建て替えを機に「施設の小規模化」を実現されました。さらに今後は、「施設の高機能化」をテーマとし、乳幼児家庭や地域子育ての支援として、乳児の入所やショートステイの受け入れを実現することを「中長期計画」に示されています。</p> <p>養護方針を具現化するために、「スポーツ指導」、「自治会活動」、「学力向上」、「余暇活動」、「給食環境の整備」、「医療と心理療法」の6つを養護内容の柱とした事業計画を策定し、職員会議や研修の場で周知をされています。</p>
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	<p>施設長の職務内容は、運営規程に明文化されています。全国児童養護施設協議会等の研修等に参加し、施設運営に関わる法令等の理解に繋げておられます。また、施設長は必要に応じて職員面談も実施し、人員配置や職場の環境整備に繋がっておられます。</p>
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	<p>広島県児童養護施設協議会や広島県社会福祉法人経営者協議会に所属し、社会福祉事業の動向の把握に努めておられます。また、子育て家庭が脆弱化している状況から、「中長期計画」に「施設の高機能化」を示し、子育て支援事業の取り組みを計画されています。</p> <p>国・地方自治体からの措置費を主たる財源とし、支出の合理化を図ることを事業計画にも明記し、職員にも周知されています。経営状況等については、法人監事を務める税理士の助言・指導も受けておられます。</p>
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	<p>子どもの生活リズムに合わせて、職員が就業する方式を取り入れており、定年制を設けずに長年に渡り勤務できる仕組みとなっています。</p> <p>児童心理治療施設を併設されていることから、心理療法士の積極的な採用、ショートステイや今後計画している乳児の入所への対応として看護師を採用されるなど、計画的に人材を確保されています。</p> <p>保育士・児童指導員の資格を持って入職した職員も、社会福祉士や公認心理師等の資格取得をめざされ、研修参加への配慮など、スキルアップの支援をされています。また、コロナ禍以降は、オンライン研修も活用しながら、外部研修にも積極的に参加されています。</p> <p>実習生は、令和3年度は保育士40人、社会福祉士10人、心理療法士7人と、積極的に受け入れておられます。また、教員免許取得のための介護等体験の学生も受け入れ、実習後もボランティア参加に繋がっておられます。施設内には実習生の宿泊室があり、実習生の受け入れ体制も整備されています。</p>
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	<p>運営規程に「非常災害対策」および「生活環境の安全、保全」を明文化し、安全な生活環境を維持することを心がけておられます。</p> <p>「危機管理」「災害対策」等の各種マニュアルと緊急時の連絡方法を整備し、各ホームに配置されています。登下校時は、「登下校安全対策マニュアル」に沿って、各学校別に登下校ルートを決めて集団登下校を実施し、児童の通学時の安全確保にも努めておられます。</p>

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	平成30年4月に施設を全面改築し、バレーコート(中庭)を中心に、6~8人の小規模グループケアを行うホームが配置されています。各ホームに玄関、台所・居間・和室・浴室・洗濯場や各階にトイレ・洗面所が備えられ、居室以外でも家庭的な雰囲気でも過ごせる空間となっています。幼児棟は、幼児専用のトイレ・洗面台等の設備が整えられていました。管理棟の2階には、心理療法室や面会室が設けられています。敷地内には、誕生日会等で子ども達が集えるホール「地域交流棟」や天然芝を有する広大な野球グラウンドも整備されています。 運営規程に「衛生管理」について明文化し、職員は、子ども達と一緒に毎日清掃活動を行い、施設の保健衛生に努めておられます。訪問当日も、共有スペース、居室共に清潔に保たれていることを確認しました。
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	女子はバレーボール、男子は野球のスポーツ活動(集団指導)を通じて礼節を身に着けるとともに地域との交流の機会を多く持たれています。特に野球グラウンドは、外部にも開放し、地域の野球チーム等との練習試合も積極的に行われています。 近隣大学の学生による学習ボランティアを積極的に受け入れ、実習終了後の学生が継続的に施設を訪問されるなど、子どもとの良好な関係を築かれています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	施設長は、広島県児童養護施設協議会や広島県社会福祉法人経営者協議会等の会議や研修等に積極的に参加し、よりよい施設運営に繋げておられます。また、要保護児童対策地域協議会にも長年関わられ、行政への意見の集約・提言を行われています。児童相談所とも連携し、子ども・保護者との関係構築、また、緊急時のショートステイの受け入れ等に対応されています。 財務諸表については、法人ホームページで公開されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	子どもを尊重した支援については、養育方針に明文化されています。職員は種別団体による虐待や権利擁護に関する研修に積極的に参加し、子どものプライバシー保護については、就業規則に定め、職員の意識統一を図られています。また、定期的に全国児童養護施設協議会の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」で支援内容の振り返りが行われています。 子どもとの日常的な関わり・保護者との面談の他、子どもが運営する自治会活動や意見箱に投函される意見を通じて、意見をくみ取られ、随時、子どもや保護者に説明されています。 苦情解決の仕組みの中の第三者委員には、法人の評議員・監事も選任されていました。 ◎苦情時の対応を円滑に行うためにもこの第三者委員が、施設見学を行って施設への理解をさらに深めたり、職員とは違う立場で利用者の意見を聴き取ったりする機会を設けてはいかがでしょうか。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	職員の意見を聴き取りながら自己評価を行い、定期的に福祉サービス第三者評価を受審し、支援内容の向上に繋げておられます。 「健康管理」「食中毒」「虐待」「感染症」等に関する支援マニュアルを整備し、新型コロナウイルス感染症発生時には、マニュアルに沿って感染者を隔離して療養するなど、マニュアルに沿った支援をされています。 子どもの日々の様子は各ホーム毎に日誌として記録されており、成長・学習の様子や健康面などあらゆる記録が1つのファイルにまとめられています。子どもの養育状況については、月に1回のカンファレンスの場で確認されています。 ◎子どもや保護者等から情報開示を求められた場合の手続き、開示範囲等を定めた規程がありませんでした。情報の開示範囲や手続きの手順を明文化し、様々な求めや難しいケース等にも対応できるよう備えられることを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	施設での支援内容や設備等については、パンフレットにまとめ、必要時に提供されています。また、施設見学にも応じられています。 施設の入退所については、児童相談所と連携し、子どもの状況に応じて、措置期間延長の検討や退所後の継続的な状況確認などの支援をされています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設

1 施設の 環境 整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	6人から8人の小規模ユニットケアが行われており、台所や居間、和室等がユニット毎に整備されています。子どもの居室は2人部屋で、個別のロフトベッド、机、ワードローブ等を設置することで、プライベート空間も確保されていました。子どもの活動スペースとして、バレーコートや広大なグラウンド、地域交流棟、幼児が日中過ごせる保育室が整備されています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	「非常・災害対策計画」を策定し、非常時の対応方法や連絡体制が確立されています。月に1回の避難訓練や非常倉庫に「非常用備蓄食料品受払帳」で管理された必要物品を備蓄し、災害に備えておられます。不審者対応についても、定められた手順に沿って対応されています。
2 日常生活 の中での 支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は、入所に至る経緯から、アセスメントに基づいて日常生活の中での子どもとのやり取りや子どもの自治会活動等の意見を反映して策定し、年齢や子どもの状況に応じて見直しが行われています。自立支援計画の経過は、定められた様式に沿って適切に記録し、その他の記録とともに時系列にファイルに保管されています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	各ユニットに冷蔵庫、IHヒーター、電子レンジ、炊飯器を整備し、食事は適温で提供されています。定期的に嗜好調査を実施し、献立に子どもの意見を反映されたり、毎月1回の誕生会や行事会食など、心豊かに食事ができるように配慮されています。アレルギーの子どもには、医師の診断のもとに対応されています。 就寝時間を設けて静かな環境を整え、幼児は職員が添い寝をされるなど、落ち着いて眠りにつけるよう配慮されています。また、乳児の入所に備え、SIDSの研修を受講し、対応方法を習得されています。 毎日夕方から嘱託医による診察を行い、子どもの健康管理に努めておられます。 入浴は、愛着障害をもつ子どもとのスキンシップの大切な機会と捉え、子どもの年齢に応じて職員と一緒に入浴し、コミュニケーションを取られています。子どもの衣服は、好みのものを子どもが小遣いで購入したり、保護者に提供してもらい、個人のワードローブで管理されています。 発達段階に合わせて、当番や役割分担を行い、生活の中で職員と一緒に活動することで、自然に生活習慣が身に付くよう支援されています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	女子はバレーボール、男子は野球を日課とし、スポーツによる集団指導を通じて、協調性、遵法性、責任感、忍耐力を高め、体力と礼節の増進を図られています。また、子どもによる自治会活動を組織し、定期的な会議を開催されたり、選挙で選出された委員や日直が子どもをサポートすることで、自主性・自律性・責任感を高めています。 性的課題を抱えた子どもも在籍しているため、施設内での生活は慎重に見守られつつ、プライベートゾーンの理解など、年齢に応じて、子ども達にも児童指導員や心理療法士が性についての話をする機会を設けておられます。 子どもは自由外出の際に、小遣いを使って買物をしています。小遣いは、「ホームでの生活の約束」で、正しい使い方を示し、中学生までは、使用したお金はレシートとともに施設で管理されています。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.19-20	学習ボランティアの協力など、学習環境を整備し、学習意欲を促進しながら学力の向上を図られています。早い段階から高等学校卒業後の進路に関する相談体制を築き、奨学金制度を積極的に活用することで、この14年間の大学・専門学校への平均進学率は35%を超え、児童養護施設の中でも非常に高く、進学する先輩の姿を見て、後に続く子どもが増えていく好循環が生まれています。
	(5)その他の支援 自己評価：NO.21-23	併設の児童心理治療施設を含め、心理療法士が4人在籍されており、児童養護施設の子どもの心理療法による支援が行われています。 入所前には、ミスマッチがないよう施設見学を実施されています。特に幼児は施設に慣れるまでは、職員が添い寝をしたり、年齢の大きい子どもが関わりを持つなど、寄り添った支援に努めておられます。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 24-25	被虐待児も多く在籍していることから、管理規程・就業規則に虐待禁止を明記し、虐待防止マニュアルを整備され、外部研修にも積極的に参加するなど、子どもが施設内で虐待を受けることがないように、虐待防止に努めておられます。また、支援には1人の職員だけでなく、複数の職員で関わることで、虐待防止に繋げておられます。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 26-27	被虐待児は、問題行動を抱えている場合も多いため、施設内での暴力やいじめ、差別が生じないように、子どもを見守り、ミーティングやカンファレンスの場で対応方法を検討されています。対応が難しいケースは園長自らが対応され、解決されています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29	「食中毒対応マニュアル」、「ノロウイルス対応マニュアル」、「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」等、食中毒や感染症に対するマニュアルを整備し、マニュアルに沿って対応されています。ホームに入る前の手洗いの実施をルール化し、子どもにも感染症予防について周知されています。食材の管理および適切な調理を実施し、食の安全を確保されています。
4 保護者等に対する支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	面会や子どもの外出時に、子どもや保護者の様子を観察し、保護者からの相談にも応じています。被虐待児の保護者にも、虐待したことを責めるのではなく、施設が「一緒に子育てをする」スタンスで対応し、必要に応じて心理的な支援も行われています。自立支援計画については、必要に応じて保護者に確認されています。
	(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	園内には面談室の他、親子で過ごせる宿泊室が設けられています。子どもと保護者との面会については、児童相談所と連携しながら調整されています。帰省できる子どもは、全体の約3分の1ほどと限られていますが、盆・正月帰省の外泊も実施されています。
5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	スーパービジョンの支持的機能を重視し、職員の「出来ていることをほめる」「できていないことを指導する」体制を確立し、幹部職員が役割を担っています。また、児童指導員と心理療法士が連携することで、日常的に専門的な支援ができる仕組みも整えられています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	施設のグラウンドや、地域交流棟を地域に開放されています。グラウンドでは地域の野球チームと子ども達が対戦し交流を深めておられます。地域交流棟は、緊急時の避難所として地域住民に周知されています。また、園長は、長年近隣大学の講義を担当し、学生の児童養護施設への関心を高め、ボランティア活動にも繋げておられます。
6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：NO. 36-40	「おはようからおやすみまで」を一人の職員が担当することで、子どもとの信頼関係を築き、生活を見守られています。また、児童指導員と共に、心理療法士が関わることで、子どもの心情・感情を専門的に判断し、円滑に課題を見出し、支援が行われています。子どもへの接し方は、「何をしても許される＝放任」ではなく、子どもの将来にとって最善の利益となるよう、礼節を教えることを重視されています。年齢の異なる子どもに合わせたおもちゃ・遊具が準備されており、学習に必要なタブレットやパソコン、高校生から所有できるスマートフォンも使用ルールに沿って利用ができます。野球・バレーボールのスポーツ活動や、企業等からの支援も受け、野球観戦や映画鑑賞、外食など積極的に外出する機会を設け、社会的ルールを習得する機会とされています。
	(2)自己領域の確保 自己評価：NO. 41-42	個人の所有物は、各自で保管できるよう、居室には、ロフトベッド、机、棚、ワードローブなど各自の収納スペースが確保されています。入所後の子どもの成長記録はアルバムとしてまとめ、退所時に子どもに渡されています。施設入所の事実を伏せたくて、受け取らなかった子どものアルバムも将来に備えて倉庫に大切に保管されています。
7 退所後の支援・家庭復帰	(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO. 43-44	家庭復帰については、児童相談所と連携し、子ども・保護者の意向を確認しながら進めておられます。子どもの状況に応じて、高校卒業後の継続入所などにも対応されています。退所後も、就学・生活状況を確認するなど、継続した支援に取り組みられ、退所後もOB・OGが気軽に施設を訪ねられる風土が築かれています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	A	

(3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は，自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	B	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は，子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育(治療)・支援の実施**(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	○
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	B	○

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	B	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	C	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	A	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)学習・進学・就職

19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

(5)その他の支援

21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	A	A	

3. 安心な生活**(1)虐待の防止**

24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	

(2)問題行動への対応

26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	B	

(3)衛生管理

28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

4. 保護者等に対する支援**(1)保護者への支援**

30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	B	A	
----	----------------	--	---	---	--

(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	A	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	A	A	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	---	---	---	--

(2) 地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設を持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

6. 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	A	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

(2) 自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とるようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	A	A	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1) 継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	